

あだちファミリー・サポート・センター 利用会員の手引き

ささえよう子育て つなごう世代 見守ろう地域で



社会福祉法人 足立区社会福祉協議会

あいあいサービスセンター

あだちファミリー・サポート・センター

目次

- 1 会員登録（2 ページ）
- 2 利用の内容（3 ページ）
- 3 利用時間（3 ページ）
- 4 ファミリー・サポート・センター事業のしくみ（利用と活動の流れ）（4 ページ）
- 5 三者面談（事前打ち合わせ）（5 ページ）
- 6 あだちファミリー・サポート・センター（あいあいサービスセンター）への連絡（5 ページ）
- 7 利用料金／謝礼（6 ページ）
- 8 キャンセルについて（7 ページ）
- 9 補償保険制度（7 ページ）
- 10 事故防止の取り組み（7・8 ページ）
- 11 事故があった場合の対応について（9 ページ）
- 12 自然災害発生時の対応について（10 ページ）

【参考】

事前打ち合わせ票（11 ページ）

援助活動報告書記入例（12 ページ）

預かり時の事故防止ガイドライン（13 ページ～）

送迎等の事故防止ガイドライン～（15 ページ～）

この手引きは、ファミリー・サポート・センターの円滑な運営、利用・活動のため、国の制度に関する最新の動向を盛り込み、利用の基本となるさまざまな情報を掲載しています。

会員の皆様へ

ファミリー・サポート・センターは、子どもの預かり等の子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（利用会員）による相互援助活動で、仕事と育児の両立支援を目的に全国の各市区町村に設置されています。あだちファミリー・サポート・センターは、平成10年より足立区社会福祉協議会あいあいサービスセンターが、区より受託し実施・運営しています。

核家族化が進み、地域の中で孤立しがちな親や育児に不安やストレスを感じている親が増えており、平成13年に、仕事と育児の両立支援に児童福祉の視点から、子どもを持つすべての家庭が対象になり、平成27年度には、社会福祉事業となりました。誰もが安心して子どもを育てるために、地域の子どもは地域で見守り育てていく事が大切です。

あだちファミリー・サポート・センターは、子どもの健やかな成長を願い、地域でさえあう子育てを応援しています。

1 会員登録

利用する方はあだちファミリー・サポート・センターに会員登録が必要です。会員登録手続き終了後、会員証を発行いたします。

※発行には手続き後、3～4週間程度の時間を要します。

（1）利用会員

- ・生後6ヵ月以上12歳以下（小学生）の子どもの保護者（区内在住・在勤の方）で、利用会員登録説明会に参加し利用会員登録申込書を提出された方。
お子様が生後6ヵ月未満でも事前の会員登録は可能です。

（2）提供会員

- ・区内に居住し、子どもが好きな方。
- ・子育て支援に理解と熱意があり、責任を持って子どもを預かってくださる方。
- ・ファミリー・サポート・センター指定の講習（短期研修または長期研修）を受講し、修了した方。

（3）両方会員

- ・利用会員と提供会員を兼ねている方。

※現在、提供会員に対し利用会員の数が多く、サポートを受けられない方がいます。

時間に余裕が出来ましたら、ぜひ提供会員に登録し、地域全体で子育てをしていきましょう。

2 利用の内容

利用会員が子どもをみられないとき等に提供会員が援助をします。

(1) 提供会員ができること（援助内容の一例）

- 保育園・幼稚園の送迎やその後の提供会員宅または利用会員宅での預かり
- 小学生の帰宅後の預かり
- 子どもの病気後の安定期の援助（通院や服薬の必要がない状態）
- 保護者の病気時の援助
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の時の援助
- 保護者の社会参加やリフレッシュ活動時の援助 など

(2) 提供会員ができないこと

- 子どもの病気時の援助
- 同時間帯に複数のご家族のお子さんの預かりや送迎
- 子どもを病院へ連れて行くこと
- 服薬や点眼を行うこと
- 車での送迎
- 遠方への送迎（区外への送迎は、隣接区で提供会員が対応できる範囲であれば可）
- 子どもが熱を出した時の保育園や学校への急な迎え など



会員間で行う相互援助活動

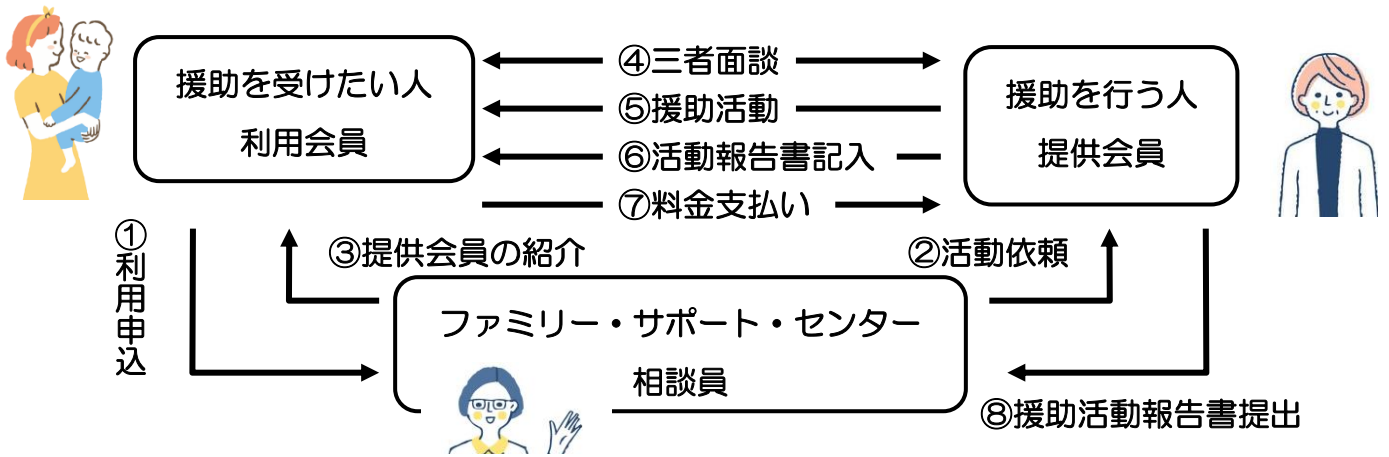
※相互援助活動は、提供会員が委任により、利用会員に代わって子どもの一時預かりを行うものです。よって提供会員は法律の関係で言えば保育委任契約関係にあるといえます。民法上、委任契約は法律行為をすることを委任した場合を指しますが、相互援助活動は法律行為ではなく、事実行為（子どもの預かり）の委任となるので、準委任契約ということになります。（民法第643条、民法第656条）

出典：「ファミリー・サポート・センター 設立と運営の手引き」（財）女性労働協会発行

3 利用時間 6時～22時

- 最初から長時間の利用は、子どもにも提供会員にも負担になります。短時間からの利用をお勧めします。
- 利用時間とは子どもを預かった時間から子どもを引き渡すまでの時間です。引き渡しは、大人から大人へが原則です。
- 宿泊を前提とした預かりはできません。

4 ファミリー・サポート・センター事業のしくみ（利用と活動の流れ）



- ① 会員登録後に初めて利用される時は、利用会員はセンターへ連絡します。提供会員との調整、三者面談(事前打ち合わせ)が必要になります。1～2週間程度の時間を要しますので余裕をもってお申し込みください。
- ② センター相談員は、提供会員をコーディネートし、援助の依頼をします。利用会員の住まいや保育施設等に近い地域で、条件(曜日・時間等)の適した方をお探しします。
- ③ 利用会員に提供会員を紹介（連絡）します。利用会員と提供会員双方の三者面談(事前打ち合わせ)の日時を調整します。
- ④ 利用会員、子ども、提供会員、センター相談員で三者面談(事前打ち合わせ)を提供会員宅で行います（利用会員宅で行うこともあります）。提供会員が複数の場合は四者面談になることもあります。
- ⑤ 事前打ち合わせ（三者面談）後は、会員同士で連絡を取り合い援助活動に入ります。
- ⑥ 援助活動終了後、提供会員が「援助活動報告書」を記入します。（12 ページ参照）
- ⑦ 援助活動終了後、両会員双方で報酬の受け渡しをします。利用会員は、援助活動終了後、援助活動報告書の内容を確認・署名し利用料金を提供会員へ支払いします。毎月「利用会員用控」を受け取ります。
- ⑧ 提供会員には、「援助活動報告書」（12 ページ参照）をセンターへ提出してもらいます。

5 三者面談（事前打ち合わせ）

- (1) 利用を開始する前に必ず三者面談を行います。
三者面談は大切な子どもを安心して預ける・預かるために必要な事前打ち合わせの時間です。平日9時～17時の間に約1時間程度のお時間をご都合ください。
- (2) 利用会員はあらかじめ「事前打ち合わせ票」を記入し、三者面談時にお持ちください。提供会員には三者面談当日に、氏名・連絡先等を記入していただきます。（11ページ参照）
- (3) 三者面談は、実際に子どもを預かる提供会員宅または利用会員宅で行います。必ず子どもと一緒に出席してください。（預かりを伴わない場合などは利用会員宅で行うこともあります）
- (4) 子どもの状況、利用の内容、利用料金の受け渡し方法などについて、提供会員が安心して預かれるよう、できるだけ細かい打ち合わせをします。
- (5) 三者面談を済ませた後、お互いに連絡をとりあって活動にはいります。なお、利用する機会が少ない場合でも、利用会員から提供会員に、次に安心して利用できるよう、子どもの様子等の連絡をお願いします。

※三者面談（事前打ち合わせ）は利用日が決まってから実施します。不定期の利用であっても必ず初回利用日を決めていただき、その上で三者面談を実施します。
※三者面談（事前打ち合わせ）の有効期限はサービス最終利用日より1年となります。不定期の利用で最終利用日から1年が経過してしまうが、引き続き利用したい場合は、事前に提供会員に連絡を入れ、了承を得てください。

6 あだちファミリー・サポート・センター（あいあいサービスセンター）への連絡

- (1) 区内転居又は区外転出される場合は忘れずにお知らせください。
センターから送付した郵便物が転居先不明等で返送され、その後連絡等が無い場合、あるいは現在お住まいの方から連絡があった際は自動退会となります。
- (2) 退会を希望される会員は必ず連絡をお願いします。
- (3) メールでの連絡も可能ですが、調整が必要な場合、急を要する場合などは必ずお電話にてご連絡ください
- (4) 利用開始後に援助内容が変更する場合は事前に利用会員からセンターにご連絡ください。変更とは①「送迎先の変更」、②「送迎だけ」から「新たに預かりが追加」になった、③「預かりだけ」から「新たに送迎が追加」になった場合等です。両会員の承認は必須ですが、変更内容によっては再度、三者面談を行います。

住所や電話番号の変更だけでなく、お子さんの誕生や通園・通学先の変更等、必ずご連絡ください。

7 利用料金／謝礼

※1時間あたり

区分	平日	土・日、祝・休日 (12/29~1/3含む)
8時～18時 (基本時間)	500円	800円
6時～8時 18時～22時 (基本外時間)	800円	800円
送迎のみ(1時間以内) ※曜日・時間にかかわらず	500円(送迎1回につき)	

- (1) 兄弟、姉妹を2人以上同時に預かる場合、基本時間及び基本外時間ともに、下表の金額となります。(提供会員が援助できる場合)
- (2) 利用時間は1時間を最少単位の時間とします。1時間以内の活動でも1時間とみなします。基本外時間のみ1時間以上は30分単位で切り上げて計算します。
- (3) 利用時間が基本時間と基本外時間でまたがる援助の場合、利用料金は基本外時間が適用されます。
- (4) 交通費など、活動中に生じた費用の実費は提供会員へお支払いください。
- (5) 料金の受渡しは会員同士で行っていただきますが、利用会員から積極的にお支払いください。
- (6) お釣りのないように、あらかじめ袋などに入れて渡すようなご配慮をお願いします。

【利用料金計算早見表】

○基本時間の援助

利用／活動時間	換算	一人目	二人目	合計(円)
～1:00	1時間	500	400	900
1:01～2:00	2時間	1,000	800	1,800
2:01～3:00	3時間	1,500	1,200	2,700

○基本外時間の援助

利用／活動時間	換算	一人目	二人目	合計(円)
～1:00	1時間	800	400	1,200
1:01～1:30	1時間30分	1,200	600	1,800
1:31～2:00	2時間	1,600	800	2,400
2:01～2:30	2時間30分	2,000	1,000	3,000
2:31～3:00	3時間	2,400	1,200	3,600

○送迎のみの援助(1時間以内)

利用／活動時間	換算	一人目	二人目	合計(円)
～1:00	1回	500	400	900

8 キャンセルについて

(1) 利用会員

提供会員は事前の準備をしていますので、利用会員の都合で利用がキャンセルになり、活動開始1日前(24時間前)までに提供会員に連絡がとれなかった場合は、1時間分の利用料金を提供会員にお支払いください。

※兄弟・姉妹預かりでどちらか1人がキャンセルとなった場合は、予定していた最初の1時間分(400円)をお支払ください。

(2) 提供会員

提供会員の都合で活動ができなくなった場合は、速やかに利用会員に連絡していただくようお願いしています。

9 補償保険制度

ファミリー・サポート・センター補償保険は3種類の保険がセットされています。(保険料はセンターが負担します。)

(1) サービス提供会員傷害保険

提供会員が、援助活動中に怪我をした場合など、援助活動中の提供会員のみ適用される傷害保険です。

(2) 依頼子ども傷害保険

援助活動の対象となっている子どもが、提供会員の援助活動時間中に怪我をした場合などに適用される傷害保険です。

(3) 賠償責任保険

提供会員が援助活動中、監督ミスや不注意などが原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に提供会員が負担する賠償金等を補償する保険です。

10 事故防止の取り組み

(1) 守っていただきたいこと

- ・ チェックリスト(14・16ページ)・事故防止ガイドライン(13・15ページ)を確認してください。
- ・ 利用会員も提供会員も同じ会員同士で、お互いに対等の立場です。お互いの立場を尊重しあいながら、長いおつきあいができるように、約束を守るなど、信頼関係を大切にしてください。
- ・ 利用を通じて知り得た全てのプライバシーに関わることは、守秘義務がありますので他人にもらすことは禁じられています。これは会員を辞めたあとも同様です。
- ・ 会員間で宗教の勧誘、政治活動、物品の斡旋販売、募金活動は禁じられています。
- ・ 利用に関して問題や疑問等が生じましたら、センターに連絡してください。

(2) 利用会員の皆様へ

- 援助活動は謝礼を伴いますが、お互いに感謝の気持ちを忘れずに接してください。
- 活動の依頼、変更、キャンセルなどは、予定が決まり次第すぐに連絡してください。
- やむを得ず活動開始、終了時間に遅れる場合は必ず提供会員に連絡をしてください。
- 提供会員は育児の専門家ではありません。しつけの依頼はできませんが、心がけてほしいこと、やってほしくないことは三者面談（事前打ち合わせ）の時、また気づいた時に、素直に伝えてください。
- 提供会員の登録状況、ご依頼の内容、時間帯等によっては提供会員を紹介できない場合もありますので、ご了承ください。
- 三者面談時には、必ず「事前打ち合わせ票」を記入してきてください。
- 利用する前には必ず、ファミリー・サポートを利用する事を子どもに伝え、利用する際の約束事を確認して下さい。（外出時の注意や、提供会員宅での約束事など）
- アレルギーの有無に関わらず、飲食物は原則として利用会員が用意してください。提供会員が飲食物を購入する場合は、子どもが飲食した事のある商品を依頼してください。また購入した実費は提供会員へお支払いください。

「こんなサービス依頼してもいいの？」などわからないことや疑問に思うことがあれば、利用の前に必ずセンターにご相談ください。

1 1 事故があった場合の対応について

※事故がおこった場合、提供会員は以下の対応を行います。利用会員に速やかに連絡が繋がるよう、流れの把握をお願いします。

提供会員の対応の流れ

- (1) 事故の経緯や状況を把握し、必要があれば救急車や警察を呼び、的確に状況を伝えます。
- (2) 事故発生時は、速やかに利用会員とセンターに連絡をします。
- (3) 必要箇所に連絡後、判断を仰ぎ、指示されたことを遂行するよう努めます。



まず落ち着いて事故の状況を的確に把握します。

緊急を要する場合

- ① 応急処置（心肺蘇生・止血等）を施します。
- ② 救急車（119番）を呼びます。
※重篤な事故の場合は①を行いながら周りの人に声をかけ呼んでもらうようにします。
- ③ 速やかに利用会員、センターへ連絡します。センターは開所時間以外（休日・夜間）は携帯電話に転送されます。
(TEL:03-3856-0274)
- ④ 救急隊員へ状況を説明し、搬送先の病院を確認し、救急車に同乗してください。
- ⑤ 病院に到着
利用会員・センター職員が駆け付けます。提供会員のサポートは、利用会員かセンター職員が合流するまでとなります。

緊急を要しない場合

- ① 応急処置を行ってください。
※提供会員宅にある薬や市販薬は使用しない。
- ② 利用会員の緊急連絡先に連絡し状況を説明し引き渡します。
 - ・事故の状況
 - ・ケガの状況
 - ・病気の状況
- ③ センターに連絡ください。

判断に迷う時

- ① 必要に応じて、東京消防庁救急相談センター
#7119 に連絡し、指示をおおいください。
- ② 利用会員の緊急連絡先に連絡し状況を説明してください。
 - ・事故の状況
 - ・ケガの状況
 - ・病気の状況
- ③ センターに連絡ください。

12 自然災害発生時の対応について

- (1) 活動開始前に、気象予報等で台風、雷、豪雨、大雪等、安全を脅かす危険が迫っていて支援に危険を伴うと予想されるとき、利用会員は利用のキャンセルを検討して提供会員と連絡を取り合ってください。活動開始1日前（24時間前）までに提供会員に連絡がとれなかった場合は、1時間分の利用料金を提供会員にお支払いください。
- (2) 震度5強以上の地震が発生した時
 - ① 活動開始前で、サポートの予定があったとしても、子どもの居場所が個人宅より安全な公共施設にいるときは、引き続き施設で預かってもらう方を優先します。
 - ② すでに活動を開始していて、提供会員の自宅にいることが危険な場合は一時集合場所、避難場所に避難します。避難の流れを確認しておきましょう（「足立区防災マップ&ガイド参照」）。
 - ③ サポート終了時間になっても、利用会員に子どもを引き渡すまではサポートを途中で辞めず責任をもって子どもを預かっていただきます。子どもを引き渡すまで謝礼が発生します。
 - ④ 災害が発生した際の当日のキャンセル料は発生しません。

※参考資料 利用会員はお子様の状況を記入して、三者面談時にお持ちください。

あだちファミリー・サポート・センター事前打ち合わせ票

センター控え

※太枠内にご記入の上、三者面談時にお持ちください。 三者面談 年 月 日 (担当相談員:)

利用会員	フリガナ					会員番号	
	氏名				(歳)	No.	
住所	〒 -					☎・FAX ()	
						携帯電話 ()	
メールアドレス(任意)						緊急連絡先(親族等)	
勤務先						① ()	
☎	()					② ()	
子ども	フリガナ	愛称	性別	フリガナ	愛称	性別	
			男 女			男 女	
生年月日	年	月	日	歳	年	月	日
				ヶ月			ヶ月
通園通学先住所	(組)			(組)			
☎	()			()			
食事・おやつ 注意点	希望有り ・ 無し ・ 持参			希望有り ・ 無し ・ 持参			
睡眠	夜 屋 ~			夜 屋 ~			
排泄や トレーニング状況							
今までの病気 (〇で囲んでください)	はしか・風疹・水疱瘡・とびひ おたふく風邪・りんご病・手足口病 アレルギー() その他()			はしか・風疹・水疱瘡・とびひ おたふく風邪・りんご病・手足口病 アレルギー() その他()			
かかりつけ医院	()			()			
援助内容	単発・継続 (/ 開始予			※出来るだけ詳しくご記入ください。 保護者の方にとって当たり前のことも、提供会員にとっては大切な情報になります。			
	預かり 送り 迎え / 徒歩 自転車 ()						
援助の際の 具体的な 留意事項 その他 備考欄							

提供会員	フリガナ					会員番号	
	氏名				(歳)	No.	
住所	〒 -					☎・FAX ()	
						携帯電話 ()	
提供会員 活動状況						メールアドレス(任意)	

※参考資料

利用会員は、援助活動報告書の内容を確認し、署名を行います。

記入例

〒0001 0001 だちファミリー・サポート・センター援助活動報告書 (R4年4月分)

氏名 花子 年齢 3歳5か月 兄弟・姉妹援助の援助

住所 足立区 西新井 (町名まで)

提供会員控え

※送迎が有る場合は送迎場所をご記入ください。

【送迎場所】① ~ ②

※子どもの様子やその他の連絡事項等をご記入ください。

送迎を含むサポートの場合は、送迎先をご記入ください。
(例)・保育園→習いごと
・保育園→提出会員宅(その後預かり)
①学童→習いごと ②習いごと→利用会員宅 など

「110」は慣らし保育を含みます。
「111」に該当する場合は、内容(理由)をご記入ください。

日(曜日)	援助内容(○をつけてください)	援助時間(送迎は記入不要)	謝礼	区分番号	交通費等	謝礼	謝礼金額	謝礼内容	利用会員(町名まで)
22 (月)	【記入例 ①】送迎の場合 送迎 預かり 17:00~17:25	00分	500円	8	440円	8	500円	送迎	利用会員(町名まで)
24 (水)	【記入例 ②】預かりの場合 送迎 預かり 10:00~12:00	02分	1000円	7	0円	7	1000円	預かり	利用会員(町名まで)
26 (金)	【記入例 ③】送迎と預かりの場合 送迎 預かり 18:30~20:45	02分15分	2000円	2	0円	2	2000円	送迎と預かり	利用会員(町名まで)
28 (日)	【記入例 ④】キャンセルの場合 送迎 預かり 12:00~13:00	01分	800円	7	800円	7	800円	キャンセル	利用会員(町名まで)
30 (日)	実際にサポートをした合計時間数、回数をご記入ください。 ※キャンセルは除きます。	4時間15分	15分	1	15分	1	15分	合計	利用会員(町名まで)

上記活動について、精算が完了していることを確認し、実績を報告します。

活動報告書は毎月10日までに提出してください。

預かり時の事故防止ガイドライン



1 サポート前日まで

- (1) 子どもに、ファミリー・サポートで提供会員の家に行くことを伝え、確認する。
- (2) 提供会員の家での約束を再度確認し、約束する。

2 サポート当日

- (1) 子どもの体調・服装を確認します。
- (2) 提供会員に子どもを引き渡す際は、子どもの体調や機嫌など、サポートに必要な情報を提供会員に伝えます。

預かりにおけるチェックリスト

サポートをする前に確認しましょう。また、利用会員の皆さんも振り返ってみましょう！

- 1 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
- 2 「119番」を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
- 3 緊急連絡先（利用会員、センターなど）を控えていますか。
- 4 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
- 5 ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。
- 6 たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 7 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもがのみ込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 8 ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 9 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 10 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。
- 11 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
- 12 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片付けましたか。ひとりで出ないように鍵をかけていますか。
- 13 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策は取ってありますか。
- 14 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていますか。
- 15 ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもに届かない高さでくくってありますか。
- 16 提供会員は原則として、利用会員が用意した飲食物又は許可した飲食物以外は子どもに与えないください。

送迎等の事故防止ガイドライン



1 サポート前日まで

- (1) 未就学児は、外出時、必ず提供会員と手をつなぐよう約束します。小学生以上の児童で、手をつなぐことを恥ずかしがる場合は、必ず提供会員の隣を歩くように約束します。
- (2) 利用会員と提供会員の違いや、外出時の注意を子どもに伝えるよう約束します。

2 サポート当日

- (1) 自転車での送迎を依頼している場合、ヘルメットやプロテクターなど安全装具を準備し、持参します。また、子乗せシートの重量が子供の体重よりも下回っていないか、カゴに乗せる荷物が多すぎないかチェックします。
- (2) 子どもの体調・服装を確認します。
- (3) 提供会員に子どもを引き渡す際は、子どもの体調や機嫌など、サポートに必要な情報を提供会員に伝えます。

送迎・預かり時の外出におけるチェックリスト

- 1 サポートをするために体調を整え、ゆとりをもっています。
- 2 子どもの体調や機嫌・持ち物などを確認します。
- 3 外出中は子どもと手をつなぎ、目を離さず、子どもの安全を確保します。
- 4 三者面談で打ち合わせした内容以外のサポートは行いません。
- 5 提供会員だけでの判断や、子どもから求められての外出や目的地の変更などは行いません。
- 6 外出時の約束を子どもと確認します。(ストップ!で止まることや、横断歩道の渡り方、車道に飛び出さない、など。)
- 7 緊急時の連絡先を確認します。
- 8 その他気になることがあれば、その都度センターに確認します。

チェックは一度だけでなく、日々確認しましょう。
もし、チェックの入らない項目があったら、もう一度安全について考え、改善しましょう。

利用会員 援助活動



Q1.事前打ち合わせだけを先に実施して提供会員を紹介してもらえますか？

A. 先に事前打ち合わせだけをすることはできません。利用日時を決めてからお申し込みください。

Q2.提供会員は自宅の近くの方を紹介してもらえますか？

A. ご自宅近くの提供会員さんを探してご紹介しています。地域の提供会員の登録状況によってはご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。

Q3.送迎の依頼で誰もいない自宅に送り届ける。または小中学生の兄弟に引き渡してもらうことはできますか？

A. この事業では「大人から大人」へ受け入れと引き渡しが原則となりますので、質問のご依頼内容での送迎はできません。

Q4.月～金まで週5日毎日の送迎はお願いできますか。

A. 現状、毎日送迎が可能な提供会員はなかなかみつからない状況です。週のうち数回であれば対応できる提供会員をご紹介できる可能性があります。子ども預かり送迎支援事業との併用もご検討ください。

Q5.常備薬の服用や目薬の点眼といった対応は可能ですか？

A. 病気のお子さんのサポートは行わないため、薬の服用や塗布の対応は行っておりません。

Q6.提供会員の預かり中に公園に行くなど外出することはありますか？

A. お預かりは会員宅になりますが、長時間の場合など、公園や児童館、図書館に行くこともあります。必ず三者面談の際、打ち合わせをした上での外出となります。

Q7.家事支援や育児補助をしてもらえますか？

A. 保護者に代わって子どもの預かりや送迎、また保護者と一緒に子どもの見守りなど、子育ての援助活動はできますが、ベビーシッターのような家事支援や育児補助は行っていませんのでご了承ください。あくまでも提供会員は地域のボランティアだということをご理解いただけますと幸いです。

Q8.利用会員の自宅で一緒に子どもを見守ってもらえますか？

A. 会員双方の合意があれば、利用会員宅で保護者と一緒の見守り活動も可能です。また利用会員が在宅で仕事を行っている間、別室で子どもを見守るという活動も可能です。

Q9.自転車に子どもを乗せて送迎することは可能ですか？

A. 提供会員が自転車を使用することができれば可能です。(小学生未満)
子乗せ自転車がない場合は、利用会員にご準備していただきます。

Q10.会社等からの助成申請に使用するために領収書を発行してもらえますか？

A. 領収書の発行はしておりません。援助活動報告書の利用会員控えに利用内容、利用料金が記載されておりますので、そちらを領収書としてご使用ください。